

令和3年度

廿日市市港湾管理事業  
特別会計補正予算  
(第1号)

広島県廿日市市



議案第 77 号

令和 3 年度廿日市市港湾管理事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度廿日市市の港湾管理事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 1 表 債務負担行為」による。

令和 3 年 12 月 7 日提出

廿日市市長 松 本 太 郎

第1表 債務負担行為

事	項
宮島棧橋港湾施設清掃業務委託料	

期 間	限 度 額
令和 3 年度 から 令和 4 年度 まで	17,500 千円